

安全で快適な自転車利用環境 創出ガイドラインの発出



道路研究部 道路研究室

主任研究官 小林 寛 研究官 山本 彰 (室長 博士(学術)) 高宮 進

道路空間高度化研究室

主任研究官 本田 肇 部外研究員 沖本 洋人 室長 藪 雅行

(キーワード) 自転車ネットワーク計画、自転車通行空間整備、整備形態の選定、設計

2. 成熟社会への対応

1. はじめに

平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン¹⁾」(以下、「ガイドライン」という。)が、国土交通省道路局及び警察庁交通局より道路管理者(直轄、自治体)、都道府県警察に発出された。ガイドラインでは、道路交通法に従い『自転車は「車両」であり車道を通行することが大原則である』としている。このため、ガイドラインには、自転車が車道を安全かつ快適に通行するための道路空間の整備に関する事項が記載されている。

国総研は、海外における自転車通行空間の整備形態の選定に関する基準を比較整理²⁾するとともに、国土交通省と警察庁が指定した自転車通行環境整備モデル地区における課題の整理や敷地内実験³⁾等により、対応策を検討しつつ、国土交通省道路局及び警察庁交通局とともにガイドライン作成に関わった。

2. ガイドラインのポイント

ガイドラインは、「計画」、「設計」、「利用ルール」の徹底、「総合的な取組」の4つの観点から構成されており、以下に「計画」、「設計」で記載されているポイントを示す。

「計画」では、自転車ネットワーク計画を地域で策定するための手順や検討方法を示すとともに、自転車ネットワーク計画に位置づけられた路線の整備形態選定に関する考え方や目安を示している(図-1参照)。

「設計」では、単路部や交差点部における自転車通行空間の設計の考え方を示している。特に、交差点部においては、左折する自動車と自転車を混在させる方法や分離する方法等の考え方を示している(図-2参照)。

	A: 自転車の速度が高い道路	B: A,C以外の道路	C: 自転車の速度が低く、自転車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在 必要に応じて、肩のカラー化、車道左側の車道内に事故の跡面標示やピクトグラムの設置
目安	速度50km/h超 例え、速度規制がされていない法定速度60km/hの道路	A,Cの条件に当てはまらない道路 例え、規制速度50km/hの道路	速度40km/h以下、かつ 自転車交通量4,000台/日以下

図-1 交通状況を踏まえた整備形態選定の考え方

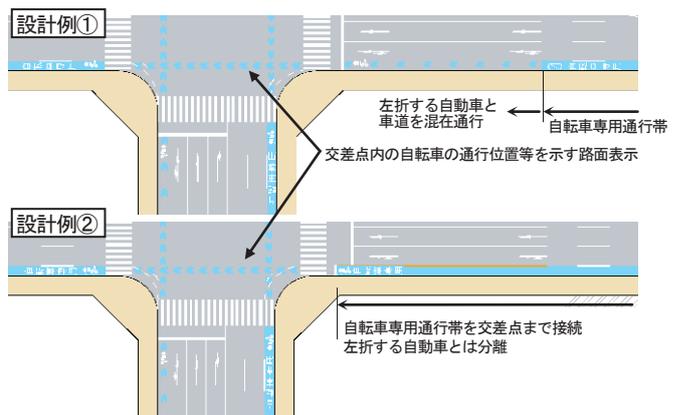


図-2 交差点における自転車通行空間の設計例

3. 今後の予定

本ガイドラインは、今後得られる技術的な知見や法令基準の改正等を踏まえ、順次改定される予定であり、国総研としても各地の事例等をもとに、今後も技術的な検討を進めていく予定である。

【参考文献】

- 1) 国土交通省道路局HP: http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000300.html
- 2) 小林寛、山本彰、岸田真、吉田秀範: 自転車通行空間の整備形態選定の考え方に関する海外比較、土木技術資料、2013.2
- 3) 木村泰、本田肇、沖本洋人、高宮進: 敷地内実験を通じた自転車道の幾何構造に関する検討、土木学会土木計画学研究・講演集Vol.46、2012.11